

○政府委員(森井玄剛君) これにあります経験者は、試験委員ではないのでございまして、五名のそういう経験者の意見を徵する、徵して、試験の執行をするということにいたしておりますのでありますて、試験をどういう方法でやるか、どの程度の問題を出すかという下級官庁である地方海運局長といふことになりますおる次第でござります。

○山縣勝見君 この海事代理士となる資格が二つありますて、民間人としては試験の合格者、それから一つは運輸省の一定の年限を海事事務に従事した者ということでありますて、その間は均衡のとれた程度において試験の内容等が考えられることと考えるのでありますて、その点は適正を期せられるものと考えるのでありますて、その点でどうでありますか。

○政府委員(森井玄剛君) 山縣委員から御指摘の通りでござります。

○山縣勝見君 十年以上といふのは、それは連續十年ではなくして、通年十年でありますか。

○政府委員(森井玄剛君) わかります。

○小泉秀吉君 今の御質問に關連するのですけれども、これは第五條の運輸大臣が毎年一回行うといふのは、今御説明によると運輸大臣及びその下僚といふようなことですが、勿論運輸大臣がするのではないでしようけれども、この表現はこれとして、これの内容はこういふふうだといふようなことをはつきりおきめになつておるのでしようか。これからあるといふことであれば……。それからもう一つ、毎

年一回行う、というのはどこで毎年一回行うのか、そういう場所などに對しておらぬないが、そういうことが確定しておらぬのかどうか。

それからこの第五條の二項に關連してですけれども、今の御説明では、この相當の地位及び海事代理士の業務についての広い経験を有する、これについて何か大よそ想定した何か限定点があるのかどうか、そういう点を一つお伺いして置きたいと思います。

○政府委員(臺井真剛君) 試験の担当者は、ここに明確に書いてありますごとく運輸大臣でござります。それで場所も従つて運輸大臣の位置する東京といふことになるわけであります。仮に、併し運輸大臣の手先である地方の海運局長をして、受験者が非常に神戸に集中しておると、一々東京まで出て来て試験をするのは大変である、而も他の地区には殆んどないというような場合には、試験の実施を神戸において海運局長をして管理せしめる、そうして決定は運輸大臣がこれを担当するというような方法もある、かと考えておるのであります。その辺はその時期に応じて彈力性のある方法を考えたほうが多いのではないかと考えておる次第であります。

それから試験の詰問をする五名の委員の程度を、どういうふうに具体的に考えておるかという点でありますか、先ほど御説明申上げましたように、只今具体的にこうこうというタイプの人おりませんのであります、大体まあいうこと今までまだはつきりいたしてこういう式の詰問をし、相談をするかたとしての地位に相當した、この相当

の地位という意味は、社会的に見て或いは相当の地位を持つておるという意味じやなしに、その海事代理法を施行する上において相当の地位を持つた者と、こういうふうな意味に解釈しておるのであります。従いましてそういう人たちを、今後各方面の御意見も承わりましてきめましてやつて行きたいということで、只今は予定しておる人は全くございません。

○小泉秀吉君 私はその予定しておる人を伺つたのじやないし、それはようござんす。それからこの四條に關することですね、毎年一回行うということが法律では言い放しで、今のお話だと、そのときに応じて東京でやる、大阪でやる、或いはその他の地方で毎年一回やるというような意味だ、そういうようなことは省令か、或いはその他のことではつきり規定するお考えがあるのか。やはりそういうようなその時に応じた需給關係を睨み合して、毎年一回だけはわかつて いるが、期日とか場所、とかいうようなことはブランクのままにして置いて、そうしてこの法律を適用するというお考えがおるか、その点お伺いいたします。

○政府委員(鎌井玄剛君) その点は省令で明らかにしてあると思つております。

○小泉秀吉君 省令の復案が若しきで いるならば、ここでちょっと簡単にお話を頂きたいと思ひます。

○政府委員(鎌井玄剛君) 運輸大臣は各海運局ごとに行なうことができるといふような建前に応じて置いたらどうかと、こういう考え方であります。

○小泉秀吉君 そうすると各海運局こ

とに毎年一回というのは、各海運局で一回というと、場所が毎年幾つも／できるというのでなしに、各海運局で毎年ただの一回をやる、こうじうことに了承していいのですか。

○政府委員(壺井玄剛君) そういうでござります。

○小泉秀吉君 罰則の第三十條であります。が、この三十條に関連した、二十六條第一項の規定による、報告をせず、又は虚偽の報告をなした者は五千円以下の罰金に処するということでありますが、二十六條の二項には「海運局長は、当該海事代理士に対して、報告について必要な協力をしなければならない。」こういうことになつておりますが、「この必要な協力」というものの限度も一応伺いたいのですけれども、同時にこの二十六條の両項で、一方は局長が協力をしなくちゃならんとすることを義務付けておるのに、一方では報告をしなければならんといふことをやはり義務付けておるのでからして、若しこの二十六條を活かすのならば、やはり報告をしないだけを罰金にしないで、するなら両方をするといふようなことにするほうが妥当ではないかと思つておるのですけれども、その点はどういうことになつておりますか、御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(壺井玄剛君) 第二十六條、第二項の「必要な協力」と申しますのは、海事局において報告をとる場合に、今報告用紙を備えて置きまして、この報告用紙をお使い下さい、それから若し、まあ万一本便が以て送つても、もう場合には、必要があたば郵便手を差上げるといふように、今まで余りこういうことはございませんでした

が、民主化された形において極力官庁側が届出のししいようによると援助するといふことでござります。その場合に、それじや、その援助をしなかつた場合に、その海運局長に対して制裁、罰則規定がないじやないかということと、誠に御尤もでございますが、実はいろいろな法律において、官厅側のなすべき義務をたくさん書いてござりますが、一々それに反した場合に罰則を規定して行く、例えば輸送命令を出した場合官廳に、それに対して補償をしなくちやならん、その補償をしなかつた場合には、補償をしなかつた官厅は処罰するといふようなことを書くのは余り例がございませんのと、まあ大抵この規定の場合には、その補償の場合とは大分違うとは思いますが、従いましてこの場合には違反する、怠ける海運局長もおるかと思ひます、そういう場合には罰則を以つてその励行を確保するという方法もござりますが、実は官厅内部におきましては、懲戒に関する規定が相当整備されておりまして、若しこの規定に従つてやらない場合には、懲戒、罰則と同じくらいの社会的な、或いは心理的な影響のある懲戒という制度がございますので、極力そのほうを利用するというふうにするのがいいのじやなかなかうかとすることで、こういうふうになつておるのでござります。

ということで五千円以下の罰金に処するというのは、私余り酷だと思うのです

す。

○小泉秀吉君 意見は、討論だと思

いますが、まだ討論に至っていないと思

います。只今のお話ですね、一応規定

したことになつたら、どれだけ迷惑になる

か。又若し国会で取消すということになら、政府は喜んでそれに賛成できる

のか、その点の御意見を伺いたい。

○政府委員(臺井玄剛君) 最初に少し問題がございましたように、海事代理士といふものの数が少いもので、それほど、法律にするほどのこともなかろうかというお問い合わせに対しまして、一般の利用者が相当あります関係から、公

益的な見地をその面において規定したわけでありまして、従いまして海事代理士を一種の公益業務といたしました

以上は、例えばその業務を執行しておられます上において、必要な報告を官庁に提出するということは、これは当然附隨する義務であろうかと考えるのであります。ただ報告義務を課しただけで、罰則規定を置かないといふことは、これはまあ法律に規定せんでもいいといふことになるわけでありまして、法律に書いた以上は、やはり罰則を付けた規定にするというのが一般的な建前であり、この法律の構範にいたしました他の関連法規においても、いざもある規定であり、又やや例文的になつておる傾きもありますが、あらゆる法令に、法令として規定された以上は、その業務に附隨する報告を徵するといふのが多いのでありますから、これはそのまま残して置いて頂きたいと

つて行くという気持かと考えるのであります。又それも一つの確かに考

えましたのは、やはり海事代理士法を方だと考えますが、まあ政府部内できましたのは、やはり海事代理士法を

公益業務として規定した以上は、一定の規制を加えることも必要であるとい

うふうに考えておる次第であります

が、まだ討論に至っていないと思

います。只今のお話ですね、一応規定

したことになつたら、どれだけ迷惑になるか

かつたという点もそろそろ大きな支障はな

いのだと私は思ふ。それからもう一

つ、逆に言うと、こういう報告をしなければならん、従つて報告をしなけれ

ば罰則が伴つてない。これも罰則がな

いふうなことを取消すといふような

ことになつたら、どれだけ迷惑になるか

か、その点の御意見を伺いたい。

○政府委員(臺井玄剛君) 意見は、討論だと思

いますが、まだ討論に至っていないと思

います。只今のお話ですね、一応規定

したことになつたら、どれだけ迷惑になる

か、その点の御意見を伺いたい。

○政府委員(臺井玄剛君) 意見は、討論だと思

いますが、まだ討論に至っていないと思

います。只今のお話ですね、一応規定

したことになつたら、どれだけ迷惑になるか

船安全法といふ造船技術に関する法

律、或いは船舶職員法、船員法といふ

船員の側に關する事項であるとか、或

いは又海上運送法とか、造船法とか、

う営業に関する法律もございます。從

いまして或る程度それへの業務に關

係のある規則によつたといふことで、

いじやないかといふよう、試験の方

向に対する具体的な相談をいたしまし

るから、その点をもう少し嚴重にしよ

うじやないかといふよう、試験の方

りまして最近そろい方面的海事代

理士の取扱が非常にルーズになつてお

るから、その点をもう少し嚴重にしよ

うじやないかといふよう、試験の方

りまして最近そろい方面的海事代

ようなふうに持つて行かないと、これはいけないと思いますが、この点につ

○政府委員(壺井玄剛君) 誠に御尤も
いでは如何でしようか。

又官厅におつた者だけが得をする、一般の試験は非常にむづかしくてパスすることはないというようなことのないように十分努力するように、関係方面に徹底するように、取計らう決心であります。

いしたいのですが、第一條によつて、
海事代理士の仕事は、手続をしたり、
或いは手続の相談に応ずるということ
になつておりますから、簡単に普通考
えますと、一般弁護士がやるような法
律行為等、訴訟事件とか、そのほか訴
訟に關係のあるような法律行為等を含
まないよう見えますが、實際の海事
代理業務の現在の実態を見ますと、或
る程度法律行為も含んでやつているの
が現状だと思うのであります。この一
点關係を含まないといふ御説明だつた
けれども、何故に關係を含まないか
という説明を、新らしい法律によつ
て、法律的に一つ御説明願いたいと思
います。

○政府委員(塙井玄剛君) ちよつと角
度が少し交錯しているのじやないかと
思いますが、私どもの見解では、手続
に関する相談、それから他人の委託に
より法令の届出、発記その他の手続を
するということでございまして、登記
の手続をするということは即ちこれ又
一面において法律行為も包含して いる

のでありますから、法律行為はこの代理士法によつて絶対行わないのだといふことははつきりは言えないのですなほいかと思いますが、併し常識的に法律行為、事實行為と言わわれているような意味合いにおける法律行為を対象にして代理士が活動するといふのではなくて、やはり手続を中心にして手続の実施、手続の援助、或いはこういふ手続をする場合にはこういふうに書き、こういふうな個所にお出しになるのがいいという意味の相談に応ずるといふようなことでありますので、弁護士法による弁護士の主たる業務が法令上の出願手続、出願、つまり官庁なり裁判所に対して原告、被告に代つて争いを主張したり、その裁判、裁定を求めるというような場合と根本的に觀点は違つてゐると思われるのです。そういう意味合いからいたしまして、そういう色彩を持つた関係とか、そういう色彩を持つた法律行為といふのは、海事代理士の扱ふ取扱い範囲にはない、というふうに申上げてゐるわけであります。

士はこの海事代理士の仕事はできないと、こう解釈していいのですか。
○政府委員 壱谷玄剛君 そうではないんでありますて、この海事代理士でない者は原則として海事代理士の業事を行なつてはならないが、但し他の法令でやれる場合には勿論それはやつてよいらしいのだ、本文で非常に締めておることくして、但書において非常に懸放的になつておるのでありますて、併いまして他の法令、即ち弁護士法において、弁護士といふものは一切の法律事実上の代理行為をすることができる。代理士のやうなこということがありましたならば、当然その弁護士法によりまして、この但書に従い何でもできる。代理士のやうなことしておる仕事は何でもできる、こう建前になつておるわけであります。従いまして弁護士法第三條の第一項に、弁護士は、当然弁理士、税務代理人の仕事を行なうことができるということを弁護士法に加えなくとも、第七條の但書において、弁護士は当然その仕事を行なうことができるのだと、こういうふうに書いたのと同じであります。これは一々お互に自分の仕事をできるのだと、ということを皆の法律に書き合ふといふことになると、法律関係者の字句の表現がやかましくなりますので、「但し」他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。」というふうに、非常に要領よく全部の表現をした次第であります。

見のおありのかたは賛否を先ず明瞭かにしてお述べを願いたいと思います。
○山縣勝見君 今後海事関係の業務は漸次増加し、又その重要性を増して行くと思うのでありまするが、海事関係の諸法令については、申請、届出等によつて協力をいたすべき義務を持つておるものもありますが、官庁に対して申請せんとする者は、相当重要な事項に對します。但しこれらを代行する場合についても、これらの申請は相当法的の性格を持つておるのでありますから、代行者の資格であるとか、或いはその資格を取得するための試験制度であるとか、或いは又これらの代行者が業務執行を執行するについて、そういうふうな法的な性格をも勘案して、相當適切な規定を設ける必要があるのであります。そういう点からこの法案に対しましては賛成をいたしますが、ただ先ほど政府委員に御質問をいたしました点、又要望いたした点、殊に試験の執行等に關しましては、十分政府のほうで注意をして、そつとしてこの法案の運営の上においては遺憾なきを期せられたいと思うのであります。さういうふうなことを條件にし、又さうような意味合いで論はございませんか。

併し私は、政府で、三十條の報告をしないから罰則を食わせるといふよなことに對しては、實際上いろいろな弊害が伴うのじやないかということをお認めますので、法律がきまりました。行政官としてこの運営に当人は、十分その罰則を成るべく適用しないでよいような、寛大な措置ができるのと、うなつもでやつて頂く、施行して頂いたいということの希望を述べまして、賛否をして置きます。

○委員長(植竹春彦君) 討論は終局したものと認めて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) それでは終局したものと認めまして、本案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

締後の手続は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと思います。多數意見者の御署名をお願いいたします。

・

〔総員挙手〕

○委員長(植竹春彦君) 満場一致であります。よつて本案は原案通り可決いたものと決定いたします。

締後の手続は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと思います。多數意見者の御署名をお願いいたします。

・

多數意見者署名

岡田 信次	小泉 秀吉
高田 寛	山縣 勝見
高木 正夫	前田 穂
村上 義一	

○委員長(植竹春彦君) それでは次に一般運輸事情に関する調査のうち、昭和二十六年度国有鉄道関係予算に關する件を上程いたします。

暫時休憩いたします。

併し私は、政府で、三十條の報告をしないから罰則を食わせるといふよう

なことに対しては、實際上いろいろな弊害が伴うのじやないかということを恐れますので、法律がきまりましても、行政官としてこの運営に当人は、十分その罰則を成るべく適用しないで

うなつもでやつて頂く、施行して頂きたい」ということの希望を述べまして、賛否をして置きます。

〔異議なし」と叫びますあり〕
○委員長(植竹春彦君) それでは終結したものと認めまして、本案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

〔総貢擧手〕
○委員長（橋竹春彦君）　満場一致であります。よつて本案は原案通り可決したものと決定いたします。
爾後の手続は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと思います。多數意見者の御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

岡田 信次
高木 寛
正夫 前田 小泉
山縣 藤吉
穂

村上 義一
委員長(植竹春彦君) それでは次に
運輸事情に關する調査のうち、昭
一十六年度国有鉄道関係予算に關す
けを上程いたします。

午後二時二十七分休憩

午後二時三十六分開会

○委員長(植竹春彦君) それでは会議を再び開きます。

昭和二十六年度

○前田穂若 この前鉄道の計画について向つたのですが、今日は自動車の部門についてお伺いしたいと思うのです。調書を拜見しますと、バスの新造が二百両、それからトラックの新造が

五十輛という計画のようであります。トラックのはうは比較的少いので暫くおきまして、バスの二百輛は、恐らくは実働車輛は現在一千輛は切れるのではないかと思いますが、その中で二三百輛といふものは非常に多いようでありますので、どういう計画のために二三百輛を新造されるのか、その大要を伺いたいと思います。

車の新車の購入計画でございますが、大体国鉄自動車といったしましては、現在バスを千六百台所有しております。従いまして五年くらいでどうしても償却して行かなければならん、これは少し長過ぎるのであります。そういたしまして、年間に三百輛はバスを少くとも買つて行かなければならんというふうなことに相成るわけであります。が、國鉄全体の資本勘定の予算の窮屈さからいたしまして、自動車関係におきましては、明年は資本勘定で自動車を買いますいわゆる購入費が三億九千八百萬円、約四億になつております。現在の価格にいたしまして、まあ一輛二三百

百台買えるわけであります。併し最近の鋼材或いはタイヤ関係の値上がりからいたしまして、明年度のバスの購入額は一応百七十八輛というふうに予定をいたしております。その大部分は、経営の改善、燃料費の節約というような点から申しまして、ディーゼル車を購入いたしたいというふうに考えておられます。

○前田穣君 続いてお伺いしたいのであります。昨年夏頃に我々に配られました国営自動車の現状とございますパンフレットを拝見しますと、現在の国営自動車の経営方針は、国有鉄道という独立採算制の中で、更に第二段階の独立採算制をとろうとしておられるようご説み得るよう思うのであります。そういうふうな方針で経営をしておられるかどうかということを伺いたいと思います。

○説明員(津田弘孝君) 只今の御質問の点でござりますが、この国鉄の独算制或いはその中におけるところの国鉄自動車の独算制、この独算制といふ葉の持つ意味、内容につきましていろいろと疑点があるのじやないかというふうに考えられるのでございますが、國鉄自動車は御承知の通り、昭和五年に初めて国有鉄道の経営するところとなつて、爾来二十年を過ぎたのであります。が、その間におきまして、終始一貫国有鉄道の、鉄道の先行とか代行とか、或いは二つの鉄道の幹線を結ぶ短絡、こういつたような使命の下に経営をいたしておりますのであります。従いまして、非常に收支の関係から申しますると、多くの鉄道の支線がそうでありますように、收支の均衡を破る、つ

百円といったしますると、大体バスが二台買えるわけであります。併し最近の鋼材或いはタイヤ関係の値上がりからいたしまして、明年度のバスの購入台数は一応百七十八台というふうに予定をいたしております。その大部分は、経営の改善、燃料費の節約といふような点から申しまして、ディーゼル車を購入いたしたいというふうに考えております。

○前田謙君 続いてお伺いしたいのであります。が、昨年の夏頃に我々に配られました国営自動車の現状とございますパンフレットを見ますと、現在の国営自動車の経営方針は、国有鉄道という独立採算制の中で、更に第二段階の独立採算制をとらうとしておられるように読み得るよう思ふのであります。が、そういうふうな方針で経営をしておられるかどうかということを伺いたいと思います。

○説明員(津田弘孝君) 只今の御質問の点でござりますが、この国鉄の独立採算制は、一つ目には、この二つの目

まり赤字の多い線が多いのであります。併しながら、こういう所を鉄道で經營するよりは自動車で經營したほうが赤字が少いというような関係からいたしまして、自動車の經營をやつております。従いまして世上のわざやる收支均衡というような、收支のバランスというような意味から申しますと、国鉄自動車の独算制といふものは、これは相当困難でござります。又強いて收支のバランスをさせるということになりますると、一面に国有鉄道或いは国鉄自動車が使命としておりまする公共的な使命を非常に害するといふようなことに相成りまするので、現在私どもが国鉄自動車の独算制で、こういうような方向でやつておりますのは、決して收支の均衡ということに拘泥するのではありませんで、まあ經營合理化の別名と申しまするか、私ども美術はこういうような方向でやつておりますのは、或る一定の期間、例えば昭和二十六年なら二十六年、或いは二十五年の第四四半期なら第四四半期といふように一定の期間に国鉄自動車の營業所が遂行すべき仕事の量を定めまして、その仕事の量を遂行したならば、普通上つて参りまするところの収入を予定いたします。又これらの仕事の量を遂行する上におきまして、合理的に遂行する上におきまして必要とする経費を予定いたしまして、その期間がなかなかふうにやつております。飽くまで經營合理化的意味におきましてやつておるのでありますて、必ずしも收支均衡といふことを、各營業所別に、全國で百

二十ほどある営業所がござりますが、各営業所でそれべて置かれた環境も異なりますので、その営業所ごとに収支を合せるというような意味において独算制をやつておるという次第でございません。

○前田穰君 御説明を聞くくと云うと、何かわかつたよにも思つてはすけれども、どうも独算制という言葉は、通常的にはどうもそぞういうふうに考へられていないので、すでにこのパンフレットにも收入の均衡の意味であるといふふうな説明もあるようなんあります。ですが、又一面国鉄の防衛といったよろなことにも、やはり将来国営自動車を考えすべきだといったよろな御意見であります。そこで、國鐵の防衛といふことになりますれば、國有鉄道との平行線は国営バスでやるべきなんだと、御意見のようにも思つてあります。ですが、そうするとこれ又その裏面にはかなり重要な問題を含んで立つと思うのであります。が、もう一つ、その裏を引つくり返せば、國有鉄道と国営バスとの競争というよろな結果も現れないとも限らない。現に大都會の或る県に、トラック等が入るといふような御計画がどういうふうなところまで伸展するか知りませんが、そいつたようなことも問題としてはあり得ると思うのであります。どうもこのパンフレット全体を読んで見ますと、能來或いは先行とか代行とか、或いは短絡とか、こういつた趣旨で以て出発いた國営バスが、國鉄それ自体の赤字という前提の下にだんへその当初の趣旨ところ離れて行くよろな気分がこのパンフレット全体として読み得るよう思つてあります。殊にこの独算制

という文字を使わると、これは非常に通俗的誤解を招きやすくて、徒然に民間の自動車業者を刺戟するような結果を招く問題じやないか。只今御説明のような趣旨であれば、これは企業の合理化とか何とかいう言葉が最も適当なんで、独算制といえは收支の均衡をとるというように我々としては普通に解釈されていると思うのであります。何か余計なことじやないか。言葉づかいとしては余計なことを書いて刺戟をされているようなことになるのです。やないか、かように思つてあります。が、如何ですか。

放漫になつてしまつて、非常にまあ経営が自動車ばかりでなくて、国鉄自体につきましてもそういうことが言えると思うのであります。そういうものを、従事員に趣旨を徹底せしめ、経営の合理化のほうに邁進せしめるためには、多少まあ言葉のマジックとでも申しますか、特によくアツピールする言葉を使つたというような事情も、これ又止むを得ないのではないかと思うのでござります。併しその結果として、多少それを誤解いたしまして行過ぎた考え方を持つてゐる向きも一、三出て来たように私どもも存じておりますので、これはそういう点のないように国鉄に注意はいたしておりますが、その点は津田局長も十分御了承の上に、各現場機関に機会あることにその趣旨の御徹底を図つておられるごと信じておりますし、私どももそぞろうづくに聞いている次第でござります。

○前田種君 ついでにもう一つお伺いいたしておきたいのあります。只今、鉄道と自動車との関係、防衛など、うような意味で目下問題にしておられるのか、これは交通機関の種類が違うのだから必ずしも競争ではないと、このお認めになつておるのか、運輸省の御見解を一つ伺つておきたいと思うのでござります。

○政府委員(石井昭正君) 事業自体につきましては競争関係にあるという考え方をいたしておりませんが、併しながら具体的な問題につきましてはいろいろ交通分野の問題からいたしまして、双方を併せ考えねばならん場合も全然なしとしない。鉄道は鉄道、自動車は自動車で勝手にやるべきだというわけにも參りかねるかと思うのであります。併しながらここに或る一定の二つの地区間に鉄道があり、又自動車がある場合に、常に競争業者であるといふような考え方は只今いたしております。

○前田種君 地方鉄道法の規定に基づく補償に似たような補償を、鉄道が新らしくできた場合にその路線と同じ路線を営業しておつた業者に補償を與えるとか何とかいう点から、競争といふことはどういふうになるのでしょうか。

○政府委員(石井昭正君) 尋ねの点が判然といたさないのでござりますが、只今國鉄自動車が路線を新らしく開業いたします際に、その路線に従来関係しておりました民営業者がそのために事業を廃止するというような場合には、補償をする規定が道路運送法の規定にござります。只今改正立案中の道路運送法中にも同じ規定が残っておりますように聞いておる次第でござります。これは私は一応国鉄の自動車といふものは、やはり一種の民業となりまして、只今ではヨーボレーシヨンでございますが、とにかく公共企業体といふ国家資本で行なつております事業で参ります際には、民間の業者などが進出します場合におけるがござりましても、業者相互間において協定して買取つたり、或いは権利金を出したりするというわけにも行きかれる筋合いのものがあるかと思います。その点をなしきるはつきりさせるために、補償の相定が只今でも残つておるのでないかと思つてゐる所であります。この自動車の免許が鉄道のように一路線一営業といふふうに確定いたしましたれば、補償とし、うことも意味がはつきりするわけございませんが、只今のようには必ずしもそういう一路線一営業ということに限定されておるわけではない実情にありますときは、やはり補償の考え方もあるわばそういう民営業者との間の話合いで行くべきものを一応法律に根拠を持たせる、又公共企業体でござりますから、さよなら権利金みたいなものの支出しに対しましては、一定の法律的根拠があつたほうが適当じやないか、かように考えておる次第でござります。

○政府委員(石井昭正君) 鉄道の新線建設の促進につきましては、只今岡田委員のお話がありましたように当参議院におかれましても院議を以て御決定になり、又衆議院においても二回に亘つて同様の決議の御決定があつたのでござります。従つて新線建設につきましては、これはできるだけ一つ御要望に副うよろしくいたしたい、かように考えて参つたわけでござります。併しながら一面新線に着手いたしますると、何を如何なる具体的な線路から取上げるかということは、これは誠に重大な問題ではなかろうかと思うのでござります。従つてその点に対するその考え方を基本的にきめて参ることが先決問題ではなかろうか、かよう考へる次第でござります。それでは私どもといたしましては、先ず日本国有鉄道においては、これは新線の建設につきましては国有鉄道の企業的な立場から見まするときには、一応現在着手いたしましたて、而して戦時事変のためにそのままになつておつて、殆んど大部分が引き上つておる。而もそれに対しまして今後出します資本は極く僅かで、今までの投下した資本も生きて参る、そういうようなところで運輸量の、極めて相当の運輸量が予想いたされますところは、これは今日の状態におきまして、收支的にこれを見まするときに、非常に収益性の上からいつても着手し得るという点がござりまするが、それ以外の線に相成りますと、やはり遺憾ながら如何ように有利に計算いたしまして、も、今日の建設費を以ていたしましては、相当収益的には悪い数字が出て参るのでござります。従つてこれは私どもといたしましては、やはり国鉄の當利

性と申しますか、企業性を一面に認めつつ、且つ新線建設の国民経済上に占める意義、公益的な意義を生かして参りますためには、やはり一般会計から建設資金を繰り入れるというような方法が最も適切ではないかということで、予算の編成に当りましたは、先ず一般公共事業費から二十億程度の新線建設費を割当てられるように相当努力いたしましたのでござります。御承知のように公共事業費が大幅の削減を見、既定の枠のもので置いておらず、十分の御満足が得られなかつたということで、我々の主張しております新線の建設の分には到底回りかねたわけでございまして、そこで第二段といたしまして、見返資金による公共事業費の一部をこれに割いてはということです、これも随分折衝いたしたのでございますが、遺憾ながらこれ又見返資金から、公共事業費は出せないというような結果になりまして、折角の努力もまだ実を結ばないというような結果になつたわけでござります。そこで一応一般会計から二十六年度予算として一応確定いたしました数字としては、只今お話の三億二千万円しかないのでござりますが、併しながら二十六年度の予算には一般会計から無利子の貸付金が二十億、財源に入つております。そこでこの財源は我々が主張いたしました政府からの出資というような恰好に殆んど変りないのでござりますが、新線建設に最も適しておるということは言えるのであります。従つてこの資金を利用して新線の建設に充当いたしたい、或る程度いたしたいと考えておつたわけでございます。ところが最近におきますところの輸送状況の逼迫は、非常に輸

送力の増強を焦眉の急いたしており
ます。従いまして取あえず貨車新造等
の所要の経費を組んで見ますると、ど
うも二十億の一般会計よりの貸付金を
新線建設に充当するというような、な
かなかうまいやり繩りができかねる状
態でござりますし、又関係方面におき
ましても、現下の情勢に鑑みて、貨車
新造、車輌の新造を最優先に実施する
よういろいろと懇意をされておるの
でござります。又輸送の状況を見ます
ると、この点は皆様がたにも御了承願
えると思うのであります。従いまして
何とかここで多く新線建設費に回した
いという点につきまして、多少はここ
に難澁を来たしておるわけでございま
すが、承わるところによりますと、
目下国会のほうにおきまして鉄道敷設
法の改正をせられまして、そうして建
設審議会といふものを設置され、鉄
道の新線建設に対しましていろいろの
御審議をなさるといふお話を承つて
おるのでござります。私どもはかよろ
な審議会が一日も早く発足いたしまし
て、新線建設に対しますところの、
いわゆる政府なり、國家としての大綱
をきめて頂けますれば、その状況と睨
み合せまして、新線建設の経費捻出と
いうことにつきまして、いろいろな又
考え方、措置を講じ得て、又その方面
に努力することができるのではないか
と思うのでござります。十分いろく
努力はいたしましたけれども、御要望
に十分副い得る結果が今日まだ出てお
らんので、今後とも建設審議会のほう
を御促進願いまして、御鞭撻を頂き、
努力いたしたいと、かように考えてお
る次第でござります。

のですが、車輛費のほうを見ますと、貨車の費用が八十余億、これが大体新造をするとしても八千輛近くできるのじやないか。これは現有貨車の八多くらいに当りはしないか。一方輸送量のほうは一億三千四百万トン、恐らく昭和二十二年度でしたか、二十三年度には一億三千万トンを運んでおる。その当時は貨車も不足で、いわゆるその他設備も非常に荒廃しておつた。船舶等の関係もまだ回復しておらんという状況であつて、二十六年度の一億三千四百万トン、一方この三、四年間には相当その他につきましても貨物の関係の改良をやつしているということでありますから、貨車の効率も相当向上していると思うのでございますが、この輸送量と睨み合せますと、八千輛に近い貨車の新造というのは多過ぎると思うのであります。一体政府はこの貨物輸送ということになりますと、すぐ貨車さえあればいい、これを運用する諸般の設備を総合的に考えておらんというふうに考えられるのですが、この点は如何でしょうか。

て、保有輌數は相当殖えておりますが、結局無蓋車が殖えたところが、戦後におきまして経済活動も平常化して参りますと、非常に有蓋車の要求が多い、有蓋車の不足は、恐らく現在毎日の請求の半分程度も配車できないような程度ではないかと思うのであります。で先般いたしました調査におきましても、有蓋車に積むべき貨物が一日に千輌以上も無蓋車に積んでおる。中には米麦とか或いは肥料とか紙とか、誠にどうもこういうものを無蓋車に積んでどうであろうかと思うのが無蓋車に積まれておる。背に腹は代えられず積まれておるといつよくな実情でござります。従つてこの車種のアンバラーンスをできるだけ早く直したい、そのためには相当の新造が必要であることを御了承願いたいと思ふ。それからいよいよ今は車齢が非常に高くなつた現状をできるだけ早く直したい、そのためには相当の新造が必要であることを御了承願いたいと思ふ。それからなお、このほかに軸間距離が三メートル以下の車が非常に多いのであります。軸間距離の三メートル以下の車は、これは今まで廃車したかつたのであります。が、なか／＼廃車する機会が多くて使つておるために、これが高速運転によつて事故を起す危険性が相当出て参る。これは成るべく使用区間等も制限して、そういうことのないようにいたしておりますが、併しながらこういう車が使用区間を制限される貨車がたくさんありますことは、貨車の運用上も余り思わしくないと存じますので、で

きるだけこういう車は廃車して新らしい車を補充したい。そこで廃車補充ということでおざいまするが、これは貨車のことは相当生産は長いものでござりまするが、やはり十万輛の貨車を持つておりますれば一年間に二千輛乃至三千輛の廃車は最小限度必要でござりますので、そういう点からこれを考えまして、私どもは現在の廃車補充と車種のアソバランスということを考えただけでも、先づ七、八千輛の新造は絶対必要である。これに対して更にもつと輸送量の増加に対応するには更に一段と貨車を増備しなければならんと思うのでありまするが、その点は今お話をありましたように、必ずしも貨車の数だけ多くすればいいのじやなくて、運用効率を向上せしめるという方法につきましても一段の努力をなされると、いうことを期待しておる次第でござりますから。

○委員長(植竹春彦君) ではわざわざお
いたしました。

それではその問題の中、只今大蔵省から石田税関部長が見えておりますので、その関係から質問に移りたいと思
います。

○高木正夫君 石油類の関税につきましていろいろ御質問を申上げたいと存じます。今回文部省から公表された開

しおり、今回政府におかれましては関税法の定率を変更することを御意図されまして、すでに各省との打合せを終

り審議会も終って法案が国会に提出される運びになつておるよう聞いております。その中で我々運輸委員として

まして関心を持つものか数個あるわけ
でありまするが、例えば車輛の問題、
部分品、或いは油脂の問題、燃料の問

題等ありますするが、私どもの最も看過するとのできないのがこの石油類の関税の問題であると思うのであります

す。これが一たび伝わりますと、関係業者、特に水産業者、農業者、或いは鉱山業、海陸の運輸業者並びに製油業

者、各方面の非常な反対の声も高いようでありまして、まさにこれは大きな輿論であると思うのであります。従い

まして政府としては非常にこれは慎重に研究になつて出されたのであると思うのであります、先ず最初にお尋ね

申上げたいと思ひまするのは、各官庁の間の打合せがどうじょうぶうにやられたか。ことこととお集まりになつたか。

て、御研究頂いたかということを先ず承わりたいと思うのであります。

改正案につきましては、すでに終戦以来数カ年に亘つてやつておりましたわけですが、関係方面的の了承を得た上で、法案提出に至りましたのは最

近のことなどござりますが、この長時間におきまして、それ／＼の品目につきましては、殆んど全部の関係各省けれども、関係各省のかたと、いろいろと御連絡をいたしまして、そうして一応の政府案を作つたわけでござります。
○高木正夫君 運輸省は最近の打合せに出席されておつたのですか。
○政府委員(石田正君) 初めの間はおいで願つておつたのであります。が、最近のあれにつきましては、お出にならなかつたことがござります。
○高木正夫君 運輸省の政府委員のかたはおられませんですか。
○委員長(植竹春彦君) 自動車局関係が見えております。
○高木正夫君 打合せをされたものと思うのであります。が、その際に運輸省として、どういう態度で進められたか。打合せのことでありますから、主張しても、いかん場合もありましようが、どの程度の努力を拂つて頂いたかということを、一応承わりたいと思いつます。
○委員長(植竹春彦君) 只今牛島局長を政府委員室に迎えに行つておりますから、それでは次の質問を先にお願いいたします。
○高木正夫君 この問題は、先ほど申した通り相当輿論の強い問題であつたと思うのであります。これを押し切つて大蔵省のほうでおやりになるということになりますと、これは相当の理由があるに違ひないと思うのであります。この理由につきましては私どもが納得の行くような一つ御説明をお願い申上げたいと思います。

○政府委員(石田正君) 石油類の関税
をどういうふうにするかということにつきましては、非常にむずかしい問題でございまして、これは国内におきまして石油を生産する方面的考え方、これもござります。それから又原油に対して精製をするというふうな両面の考え方もあるわけでございまして、これらの考え方が必ずしも一致しないというのが実情でございます。この原油につきまして私たちは考え方、国内における石油生産といふものを維持し、できればもつと生産を多くして行きたい。そのためにはどうぞとも関税率の改正が必要であろうと、こういうふうに先づ一面考えると同時に、他面におきまして、この石油といふものは、或いは動力資源として、或いは輸送の方面において、或いはその他の方面におきまして非常に重要ななものでござりますので、仮に関税をかけてしまふにいたしましても、成るべく低くしたいたい。勿論関税なしで済めばこれはいいけれども、国内精油保護ということで、これはかけるにいたしまして、も、それは成るだけ低いほうがいいのではないかと、こういうふうな考え方ではないかと、いたしておるわけでござります。なお無税を主張されるところの省もたくさんあります。又通産省の生産部面にあります。我々のほうといいたしましては、結果原案といたしまして一〇%というふうなことをまあ或る意味から申しますれば、妥協といふふうに言えるかも知れません。

ないと思うのですが、そういうことで一〇%という案を出して、それによりまして政府案をきたしました。こういう経過になつておる次第あります。

○高木正夫君 そらしますと、大体骨子としましては、国内精油の保護申しますか、保護関税ということになりますね。

○政府委員(石田正君) そういうふうな観点からいたしたのでござります。

○高木正夫君 そのほかには主な理由はそうない、ということになりますか。

○政府委員(石田正君) 主なる理由はそういうことでございまして、こればかりがきまりますれば收入がある。收支が国家的な支出のほうに向くといふともございますが、收入をどうしてこゝ上げなければならんから、こうしたてだ、というふうに考えておるのであります。

○高木正夫君 それに対しましては、私は別に意見を持つておりますが、これは意見のときに申上げることにしたいと思いますが、そこで更に進んでお伺いたいと思いますのは、然らば国内石油の量はどうのくらいになるのかということを承わりたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) これは通産省が正確な数字を持つております。私の数字は或いは間違つておるかも知れないであります。承わつた範囲で申上げたいと思います。昭和二十五年産におきましては、大体石油を三十二万キロ国内で生産いたしております。さういうようなふうに了承いたしておきます。なお、昭和二十六年度の具体的な計画といたしましては三十六万キロ

いうことで進んでおる。こういったが
に了承いたしております。
○高木正夫君 それは原油のほうで
ざいますね。
○政府委員(石田正君) そうですが
ます。
○高木正夫君 それから輸入量はど
うふうになつておりますか。二十
年度並びに二十六年度の予定計
は……。
○政府委員(石田正君) これは細か
点につきましては、多少違ひがある
と思つておりますが、大体百八十万
キロから二百万キロくらい輸入する。
ういう計画になつておるかと思ひ
ます。
○高木正夫君 ちょっと私の承わつ
た本の計画と数字が違つようと思ひ
りますれば、大体二百八十万キロリ
トル、それから原油が二百万、潤滑
油のほうが五万キロといふことを承わ
ておりますが……。
○政府委員(石田正君) 今輸入のほ
ど以てお話を申上げましたので、そ
ほかのやつを言いますと、多少違つ
来ると思います。又安本の計画自体
つきましても、その時その時により
して多少違ひがござります。それが
輸入がどれだけできるかという点か
申しましてそれは違ひがござります
で、大体原油としては百八十万キロ
から二百万キロぐらいというところで
ないだらうかと、こう思つておる次
であります。

ほどの数字ということになるわけです

ね。

○政府委員(石田正君) これは私細か

いことは存じませんが、大部分の

ものが帝石によつて供給されておる。

小さいものはござりますけれども、こ

れは殆んど取るに足らない数量である

というふうに承わつております。

○高木正夫君 それからなお、これは

おわかりにならんかも知れませんが、

国内の資源が大体どの程度あるもので

あるか。

○政府委員(石田正君) これは私率直

に申しまして素人でございまして、確

信を持つて申上げることはできないか

と思います。この国内の資源という点

につきまして、資源にも、石油につき

ましてはいわゆる大ざっぱな予想と、

それからいろいろ実験などをいたしま

して、そうしてその結果これだけは確

かにあるというふうに一応確実なところのもの、確定埋蔵量といふか、そういうふうな数字と二通りあるわけでござります。私たちいろいろ数字を聞いておりまして、どうもそのまま信用しておりますが、この確定埋蔵量のほうでございますが、この確定埋蔵量のほうでございますが、これはだんごと殖え

て来ておる。大体私たちが聞いておりますのは、終戦直後頃におきましては、大体百五十万キロぐらいというふうな工合に聞いておつたのであります

が、最近では五百萬キロを越える、こ

ういうふうな工合に承わつておる次第でござります。

○高木正夫君 それからなお、参考ま

で伺つておきたいと思ひまするが、

この帝国石油並びにその他に対しまして政府が今まで何か補助をやつておら

れましたですか。相当補助をやられたの

でありますか。

○政府委員(石田正君) これも通産省

のほうがよく数字を知つております

て、私の申上げることが或いは間違つておるかも存じませんが、その御前提

でお聞き願いたいと思います。大体去

年あたりのことを聞いております

と、要するに新らしい石油資源を探鉱いたします。そのため探鉱助成とい

う形において補助金というものが出て

おります。この金額は知つておりませ

んが、大体一億程度の金を今日までや

つておるよう聞いております。

それからなお最近とは情勢が異なり

まして、反年あたりの情勢から申しま

すると、外國から入つて来る原油の中

で、相当地安いものがござります。

そういうもの価格のブルーといふようなこ

とも操作をいたしております。大体四

億ぐらいのそういう意味における隠れ

たる補助金と申しますか、そういうも

のもあつたのではないかというふうな

ことになります。私が申上げるまでもな

いことでございますが、原油価格、石

油の価格にいたしましても、又油槽船

の運賃の問題にいたしましても、最近

の世界的な経済情勢からいたしまして

騰貴の傾向にある際におきまして、石

油製品価格が国際価格に鞘寄せをして

行くということは止むを得ないことと

いたしましても、更にその上に関税が

附加されるということになりますと、

相当の大きな問題になると考えるので

あります。それで、大藏省、物価庁の

工合に聞いておる次第でござります。

○委員長(橋竹春彦君) 自動車局長が

見えましたが、牛島局長にさつきの御

質問を願います。

○高木正夫君 石油の関税問題につい

て最近において運輸省が大蔵省その他

と打合せをなさいましたと、こうこと

は、これは相当業者にとって重大な問

題であると思うのであります。その

時に如何なる態度で臨まれたかといふ

ことを見参のために承わつておきたい

と思います。

○政府委員(牛島辰彌君) 運輸省の自

動車局といしましては、国内におき

ましてガソリン、石油製品の最も大き

な消費者を業務の下に置いております

る関係上、ガソリンの価格に影響をい

たすものにつきましては重大な関心を持つておる次第であります。従いまし

て今回関税定率法の改正に当たりまし

て、原油のC.I.F.価格によりまして一

割の課税がきまるという話を聞きました。先般石油製品の価格につきまして

改訂を行いまして、今これに従価一割

の課税ということになりますとまだま

だ輸送費の中ににおいて大きな部分を占

いであろうか、ガソリンとしてはどのくらいであろうか、潤滑油としてはどのくらいであろうか、こういう数字は

一応作つてございますが、更にそれが

再配分されまして、例えば漁油にいた

るのもくらいであろうか、こういう数字は

なかなか大きいであろうか、これらは異論

がないところであります。各省間にお

いておる燃料費につきまして、そ

うして原油ではどのくらいであろうか、それがもう明らかなんです。それに対しては何らの異論

がないところであります。各省間にお

いても適當な船腹量を確保しなければ

いかんといふことも、それは異論のな

いところであります。そうしますと今

新造計画を中心にして改修、或いは沈

船の引揚げ等をいたしておりますが、

いかんといふことも、それは異論のな

いところであります。そうしますと今

新船の建造にはおのずから十ヵ月或い

は一年等の年月を要する。期間を要す

ることであります。当面緊急の食糧

の輸入、或いは重要物資の輸入に対し

ては早急に緊急措置をとらなければ

なりません。自動車油が幾らあるかといふ

ことではありますが、まだ数字はございません。

それに対してどのくらいの収入になる

だろうという数字はございませんが、再

配分いたしたものにはまだ作つております。

○山縣勝見君 重油の問題は、船舶開

発費の傾向にある際におきまして、石

油製品価格が国際価格に鞘寄せをして

行くということは止むを得ないことと

いたしましても、更にその上に關税が

附加されるということになりますと、

相当の大きな問題になると考えるので

あります。それで、大蔵省、物価庁の

工合に聞いておる次第でござります。

○委員長(橋竹春彦君) 牛島局長が

見えましたが、牛島局長にさつきの御

質問を願います。

○高木正夫君 石油の関税問題につい

て最近において運輸省が大蔵省その他

と打合せをなさいましたと、こうこと

は、これは相当業者にとって重大な問

題であると思うのであります。その

時に如何なる態度で臨まれたかといふ

ことを見参のために承わつておきたい

と思います。

○政府委員(岡田信次君) 国内の自動車の消費す

るガソリンというか、燃料油の関税收

入の見込はどのくらい立つておられる

か。

○政府委員(石田正君) 実は先ほども

申上げたのであります。一体向うか

らどのくらい燃料が入つて来るかとい

うことが相当漠然としているわけであ

ります。我々のほうといたしましても

関税收入がどのくらいあるだろうかと

いう点につきまして何と申しますか、

輸入しないと日本の再生産は確保でき

ない。従つて国民生活の最低が維持で

きないということはこれはもう明らか

なんです。それに対しては何らの異論

がないところであります。各省間にお

いておる燃料費につきまして、そ

うして原油ではどのくらいであろうか、

それがもう少し年限の短かいもので

ありますれば四億、五億、従価一割

あります。従いまして、各省政府におきましても食糧或いは生産原料を、相當量輸入しないと日本の再生産は確保できません。従つて国民生活の最低が維持できません。それに対しては何らの異論がないところであります。各省間においておる燃料費につきまして、そ

うして原油ではどのくらいであろうか、それがもう少し年限の短かいものでありますれば四億、五億、従価一割

五分といったまことに六千五百万円、相当古い船、三十年が二億として三千五百万円であります。一方において政府から何ら異論なく閣議においても決定した買船の措置に対しして一割か一割五分という重税を課して国策の決定した線を阻止するということは、これは矛盾をしておることでありますて、これに對しては先般大蔵省の主税局長であつたか、担当局長がこの国会において特別法を設けて殊に船舶の輸入に対しては考慮するといふようなことを言明されておつたのです。かような関係であるので、それに対してもうふうに大蔵省は考えておられるか、他のものと同じようふうにやられるとする、これは国策上非常に重大問題でありますから、どういうふうな計画になつておるか、承わりたいと思ひます。

○委員長(植竹春彦君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始め

て。

○政府委員(石田正君) 船舶の關稅率の問題でございますが、關稅率といふものは御承知の通りに國際的なものでございまして、ひとり日本側の関心事ばかりでなく、又日本に物を供給いたしますところの相手國のほうといいたしましても、重大な關係を持つておるわけであります。従いましてこれは明確にこういふものであるということはつきりいたさなければならん。そこでしましては、成るだけ日本におきまして造船業と關稅の關係になるわけでござりますが、やはり日本の造船業といたして船舶建造するというふうな建前を

となることが平常時においては必要でありますから申しまして大体一五%という率を盛つたわけであります。この一五%といふ率はお話をございましたように、現在の従量税率から申しますと突拍子もなく上つたというふうに考えられるのであります。併しこの従量税率を設定いたしました当時の率といったまして、どのくらいに当るかということになりますと、やはり同じような程度のものであつたのでありますて、我々は一五%よりこれをお高くしなければならんという考え方の方は持つておらない次第であります。それからここから速記を止め頂きたい。

て、そのほうの意見は、これは海運局長なりに質したいと思うのであります
が、これも非公式……その他の機会に
おいて造船業の保護育成の見地から見
ても、かような重税を課することは適
当でないということになつておる。い
わんや現在の造船業もですね、日本の
現在の実情から見て、大局から見て妥
当じやないということは、造船業界に
おいても共鳴しておることになるので
す。さような見地から見ればですね、
大蔵省が、造船業保護の見地から、さ
ような重税を課することは適当でない
と私は思うのであります。それから殊
に、この従価一割五分とか何とかい
う、将来税率を下げることが困難で、
将来国際的に問題が起るというお話
も、これは妥当じやないと私は思うの
ですが、これは現在適当な率でおきめ
になつたらいいのであつて、将来のこと
を考えてどうこうということは甚だ
どうかと思うのです。それから殊にで
すね、この税率は適正なる価格に対し
てかけるべきものであつて、今國際船
価はアブノーマルに上つておるので
す。殊にこのコンマーシャルにで
すね、輸入するときにコンマーシャル・
ベースにおいて船舶の輸入ができるな
らば、輸入関税等を考えてもコンマー
シャルに考えますけれども……現在は
国家的の要請に基いて止むを得ずです
ね、むしろ止むを得ざるものであつ
て、相当の率をそういう見地からです
ね、この買船の資金を政府がコンマー
シャルの資金でなくて、政府の財政資
おいて考えたのは妥当ではないと私は

思います。だから私は基本方針に触れませんが、現在船舶輸入の実態からいって、特例等を設けることは当然だが、船に関する輸入関税問題に対しては、当局も言明されてることなのですから、これは私は先ほど意見に対しても承服できないのです。従つてこの船舶に關する輸入関税問題に対しては、当局におかれで關係方面ともつと折衝されてですね、この現在の船腹の実態に応じた措置をとられることを特に要望したいのです。その他は、意見が相違になるかも知れませんが、海運局長もまだ見えませんから後ほど海運局長の意見を徵したいと思います。なお又、先ほどこれは石油類の点に対しても言われたことも同様であらうと思いまして、全部輸入関税をいろいろお考えになるならば本當だと思います。だから産業の保護政策を、現在の緊急措置としていろいろとることにして、それまでのところは輸入船舶、特に先ほどのこの重油等に関しても、そうでありますか、殊に船舶輸入に関しては緊急の特殊性があるのでありますから、是非これを特例を設けて、緊急にその措置をとられることが要望したいと思います。

○山縣勝見君 政府としていろいろな
関係から、政府から改正に関する法律案等を提出されることは困難である
というお話をあります。これに対する
しては重要な問題でありますから、
仮に議員提出の方法によるか、何らかの
方法によってその点は修正すべきか
のと思いますが、その際に政府はどう
いうふうなお考えでそれをやられる
か。

○政府委員(石田正君) 本案は政府の
案といたして、国会にかけておるわけ
でござります。国会は又政府とは別の
見地に立ちまして審議を行うわけであ
りまして、そういうふうな関係に相
るのじやないか、そういうふうに思ひて
ております。

○山縣勝見君 そういう点重々了承し
ておるので、どうでなくして、そういう
う際ににおいて、仮に国会において改正
案を出す場合において、政府はどうい
うふうな考へで、その修正に対して賛
成されるおつもりであるか、それをお考
えがあればお伺いしたい。形式等の
ことについてはよく知つております
が……。と言いますことは、仮にそ
ういう際において政府が仮にそういうう
うな修正をどうして満足しがたいと
いう固い態度であられるのかどうか。

○政府委員(石田正君) この問題は當
然船舶のみならず、いろいろふうな
修正案になりますから、我々として現
在のところ予測がつかないのであり
まして、そういう状況の下において政
府はこういう態度をとるというふうな事
ことは、現在としてはちよつと申上ば
かねるかと思います。

ふうな解釈をとつて、現在その方針で全部進みたい。是非これを免除してもらいたいと、こういうふうなことに相成つております。

○山縣勝見君 政府委員の御意見は只今了承いたしましたが、関係の主務官

においては、これに対し特例法を設けるということを余り考えていないようですが、只今運輸省政務次官のお話によつてさような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

というお話をあります。しかし、官のお話によつてさような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

というお話をあります。しかし、官のお話によつてさような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

というお話をあります。しかし、官のお話によつてさのような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

というお話をあります。しかし、官のお話によつてさのような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

というお話をあります。しかし、官のお話によつてさのような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

というお話をあります。しかし、官のお話によつてさのような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

というお話をあります。しかし、官のお話によつてさのような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

というお話をあります。しかし、官のお話によつてさのような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

というお話をあります。しかし、官のお話によつてさのような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

というお話をあります。しかし、官のお話によつてさのような重税をかけるべきでない、それが政府としての、少くとも主務官としての所見である

つたようありますが、同様のことにつきまして、船舶以外の陸運上に及ぼす関係について念のため政務次官から一つ御答弁を願つて置きたいと思いま

○委員長(植竹春彦君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(植竹春彦君) 速記を始め

て。

○山縣勝見君 輸入関税について只今

政務次官のお話を承りましたが、実は緊急を要する同様の問題が、固定資産税とそれから事業税に関してあります。

して、固定資産税に関しましては、先般外航船舶に關しては特殊の事情を勘案され、地方財政委員会等においては、固定資産税に関する事項を勧告されています。

特別の通牒を地方団体に出されたのでありますとそれを主務官としてのお考えはどういうふうにこれを実現されるお考えでありますか、政府としてさよなら修正案をお出しになるのであります

か、或いは他の方法によつてその修正の目的を達せられるのであるかといふことの御方針を伺いたいと思います。

○政府委員(關谷勝利君) いろいろこれに関しましては、あらゆる方面と折衝を続けておるのであります。大体

現在のところまだどのようにするといふ結論は出ておりませんが、そういうような状況にあると、いふだけは申し上げて置きます。

○山縣勝見君 次回の委員会で大蔵省の政府委員会から更に説明を求めました上で、改めて意見を表明いたしたい

と思います。

○高木正夫君 只今の船舶に関する問題についてのみ政務次官のお答えがあ

つたようありますが、同様のことにつきまして、船舶以外の陸運上に及ぼす関係について念のため政務次官から一つ御答弁を願つて置きたいと思いま

きましては、これは軌道税といふようなものを設けて低減を図りたい。そうしなければ到底やつて行けないというふうなことが、万一あるといたしま

ことはよく承知いたしておるのであります。目下いろいろ各方面と折衝中まして、早急に実現いたしました。

して、これは緊急を要するような状態であります。な

お又事業税に関しましてもお説の通りこれが収益課税を持つて行きたいと、かように存しております。

○委員長(植竹春彦君) それでは税金関係は大体本日はこの程度にして、次

の問題に移りたいと思います。それでありますから、今後この船舶に関する

固定資産税に関しては、かねて屢々亘つて当委員会においても申しております通り、やはり船舶に最も適当

た税制を確立するよう更に政府の努力を要請いたしましたが、そ

れに対して運輸省は現在どういうよう

な方針をとつておられるかどうか、な

お又この事業税であります。海運業

に關する事業税に関しても、これ又屢々の当委員会におけるところの質問に

よつて政府當局御了承の通りであります

して、この事業税に關しましてはこれ又至急にかねて望んでおります

る通り、収益課税に持つて行かなければならぬと思いませんが、それに対し

て運輸當局は現在どういうふうな段階

においてこの両税に對しての折衝をしておられますか。

きましても、その定員は限定されておるわけでございまして、たとえ他の部局のほうに入件費の余裕ができるといふふうなことがあります。万一あるといたしま

るうふうなことですが、局以上の増員を採用することでも、定員以上の増員を採用すること

はできないことになつてゐるのであります。御答弁申上げます。

○前田穣君 よく呑み込めないのでありますとどめておきたいと思いますが、最後に一つお伺いしたいのは、六十名の

員になつておるその使途、給與の予算上の金額の余裕はどういうふうになりますか。

○前田穣君 現在六十名の

枠ですが、実際は現在員は四十二名と未決算におきまして、人件費に余剰がありますが、不^用額に充てることになります。

いうところまで減つております。年度末決算におきまして、人件費に余剰ができますれば不^用額に充てることになります。

○委員長(植竹春彦君) 気象台の問題につきましては、本委員会において補

正予算その他の措置によつて速かに十分なる施設と運営をいたすようにといふ委員長に対する御要望がございましたにつきましては、今後ともなおその

問題は十分に実現に推進して参りたいと存じます。そこでお詫びいたします

が、当委員会といたしまして、この二十六年度運輸省の予算に関する件の審査をこの辺で打切りまして、予算委員会のほうに全部これから廻して行く

と、そういうことにいたしたいと存じます。

三月三日本委員会に左の事件を付託さ

一、小型自動艇競艇法制定に関する

(請願書 第七六三号)

一、鹿折駅、鹿折村浜地先埋立地間

臨港線敷設に関する請願(第七八三号)

一、有家港災害復旧工事費国庫負担

午後四時二十二分 散会
出席者は左の通り。

委員長 植竹 春彦君
理事 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

委員 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君
山縣 勝見君
高木 正夫君
前田 積君
村上 義一君

北陸、上越両線連絡鉄道敷設について
は、昭和八年以来既に十数回貴衆両院
よおび新国会毎に請願し、それぞれ採
択せられ本線の重要性については当局
においてもなるべく早い機会に実現の
意向を明らかにしているのであるから、すみやかに本鉄道を五箇年計画予
定線に編入し、これが敷設を実現せら
れたいとの請願。

第八六三号 昭和二十六年二月二十
一日受理

宮崎、小林両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者 宮崎県小林市議會議長
窪谷次兵衛外四名

紹介議員 竹下 豊次君

現在宮崎、小林両市間には、国鉄自動車の運転が行われているが、この間の交通量ならびに物資の交流は極めて大であり、また県の東部と西部を結ぶ重要な路線でもあるので、この間に鉄道を敷設して県の中央部を東西に直結することは、本県の政治、経済、文化、産業の伸展に多大の好影響をもたらすものであるから、本鉄道の開通を促進せられたいとの請願。

第八六四号 昭和二十六年二月二十
一日受理

宮崎県小林市議會議長
窪谷次兵衛外四名

紹介議員 竹下 豊次君

南九州総合開発計画の一環として、宮崎県南部の豊富な資源開発が要望されているが、日南地方への交通路は宮崎市からの海岸線と都城、志布志を経由する鉄道のみであつて、とくに海岸線は風雨の度に崩壊してしばしば交通不能と

なつて本地方開発の妨げとなつて現状である。ついてはこれが打開のため、多年の懸案である日南鉄道の開通を促進せられたいとの請願。

第八六五号 昭和二十六年二月二十
一日受理

日向長井、三重町両駅間鉄道敷設等に關する請願

請願者 宮崎県小林市議會議長
窪谷次兵衛外四名

紹介議員 竹下 豊次君

現在の日豊線中棚、重岡両駅間は、トンネルが多い上、こう配が急であるに反し、日豊線日向長井駅と肥薩線三重町を結ぶ予定線は、こう配がゆるやかであるばかりでなく延長にして五十キロ、時間にして二時間余り短縮することができ、その上林産物の宝庫といわれる沿線の開発に極めて重要なから、日向長井、三重町両駅間鉄道敷設をすみやかに実現するとともに日豊線の電化を実現せられたいとの請願。

第八六七号 昭和二十六年二月二十
一日受理

奥中山駅を中心とする鉄道こう配改良工事促進に関する請願

請願者 岩手県岩手郡沼宮内町
長 八角喜代治外十八

紹介議員 川村 松助君

東北本線奥中山駅附近を中心とする急こう配による運輸力の減耗は、わが国の経済的発展に多大の影響を及ぼすものであるから、奥中山を中心とするこう配改良工事を促進せられたいとの請願。

第八九三号 昭和二十六年二月二十

二日受理

岩手県綾里みさき燈台に霧中信号施設設置の請願

請願者 岩手県氣仙郡綾里村長
野々村善二郎外十六名

紹介議員 千田 正君

三陸沿岸金華山以北綾里みさき附近は、貨客漁船の交錯の最もひん繁な所であるが、毎年五、六、七、八月頃の濃霧の時期および十二、一、二月頃の北海特有の吹雪の時期における年間約五百時間は、燈台の機能も全く失われ、船舶の遭難はもち論航路う回によると、時間にして二時間余り短縮することができる、その上林産物の宝庫といわれる沿線の開発に極めて重要なから、日豊線日向長井、三重町両駅と肥薩線三重町を結ぶ予定線は、こう配がゆるやかであるばかりでなく延長にして五十キロ、時間にして二時間余り短縮することができ、その上林産物の宝庫といわれる沿線の開発に極めて重要なから、これが解決のために、綾里みさき燈台に霧中信号施設を設置せられたいとの請願。

三月六日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は二月十五日)

一、港則法の一部を改正する法律案
一、海事代理士法案